

第361回（定例）兵庫県議会 付託議案審査参考資料

【令和4年度関係】

第148号議案	兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	2
第149号議案	兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	3
第150号議案	安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例	4
報第4号	専決処分の承認	5

【令和5年度関係】

第26号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	7
第36号議案	兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例	8
第37号議案	兵庫県立特別教育支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	9
第38号議案	兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	9
第39号議案	教育委員会の職務権限の特例に関する条例	10
第61号議案	公の施設の指定管理者の指定	11

教 育 委 員 会

【令和4年度関係】

第148号議案 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

兵庫県立むこがわ特別支援学校（以下「むこがわ特別支援学校」という。）の新校舎の整備に当たり、工期を延長する必要があるため、兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年兵庫県条例第34号。以下「改正条例」という。）のうちむこがわ特別支援学校の幼稚部及び保育相談を行うための施設（以下「附属施設」という。）に係る改正規定の施行期日について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

改正条例のうちむこがわ特別支援学校の幼稚部及び附属施設に係る改正規定の施行期日を令和8年1月1日（現行：令和6年1月1日）とする（附則関係）。

3 施行期日

公布の日

第149号議案 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

兵庫県立美術館の西宮分館（以下「西宮分館」という。）を廃止することとし、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

- 1 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例（以下「県立美術館条例」という。）の一部改正
 - (1) 西宮分館の設置、位置及び施設の利用に係る規定を削除する（第1条、第2条、第9条及び別表第3の2関係）。
 - (2) その他規定の整備を行う（第11条及び第13条関係）。
- 2 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第15号）の一部改正
 - (1) 西宮分館の観覧料及び受講料に係る改正規定を削除する（県立美術館条例第5条、第6条及び第8条の2の改正規定並びに県立美術館条例別表第1の次に1表を加える改正規定関係）。
 - (2) その他規定の整備を行う（県立美術館条例第11条及び第13条の改正規定並びに附則関係）。

第3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第2の2は、公布の日

第150号議案 安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

国のホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金を活用して行う事業が終了したことに伴い、当該事業の資金に充てるため設置したホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を廃止することとし、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金に係る規定を削除する（別表関係）。

3 施行期日

公布の日

【令和5年度関係】

第26号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

県政改革方針に基づき、職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況等を踏まえ、行政職7級相当の職員の管理職手当の抑制措置を緩和した上で引き続き実施する等、関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 給与抑制措置

管理職手当の特例

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給する管理職手当の月額について、行政職8級相当以上の職員については引き続き100分の12に相当する額を減じた額とする措置を実施し、行政職7級相当の職員については100分の8（現行：100分の12）に相当する額を減じた額とする措置を実施する（公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員給与条例」という。）附則第3条関係）。

区 分	現行	改正後
管理職（8級相当以上）	△12%	△12%
管理職（7級相当）	△12%	△8%

2 通勤手当

職員が通勤のために新幹線鉄道等を利用する場合における通勤手当の加算措置の適用対象について、事務所等を異にする異動又は在勤する事務所等の移転に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員に限らないこととする（教育職員給与条例第19条及び附則第4条関係）。

現 行	改正案
人事異動等に伴い、通勤の実情が変更	撤 廃
新幹線鉄道等を利用せずに通勤する場合の通勤距離が60km以上 又は通勤時間が90分以上	同 左
新幹線等、高速道路の利用により通勤事情が相当程度改善	同 左

第3 施行期日等

1 施行期日

令和5年4月1日

2 第2の2に伴い、関係条例について規定の整備を行う。

第36号議案 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を改めるため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

学校教職員の定数を次のとおり改める（第1条関係）。

（単位：人）

区 分	現行定数	改正後 の定数	増 減	備 考
小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)	13,694	13,789	+95	児童数 201,466人→198,733人 (△2,733) 学級数 8,697学級→8,729学級 (+32) 学校数 570校→567校 (△3)
中学校 (義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)	7,726	7,760	+34	生徒数 97,066人→96,113人 (△953) 学級数 3,423学級→3,426学級 (+3) 学校数 254校 (±0)
高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。)	7,689	7,640	△49	生徒数 91,320人→90,760人 (△560) 学級数 2,203学級→2,189学級 (△14) 学校数 137校 (±0)
特別支援学校	3,433	3,475	+42	児童生徒数 5,160人→5,331人 (+171) 学級数 1,291学級→1,316学級 (+25) 学校数 41校 (±0)
合計	32,542	32,664	+122	

3 施行期日

令和5年4月1日

第37号議案 兵庫県立特別支援教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

兵庫県立教育研修所と兵庫県立特別支援教育センターの連携により研修機能の強化を図るため、兵庫県立特別支援教育センターを移転することとし、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

兵庫県立特別支援教育センターの位置を加東市山国とする（第2条関係）。

3 施行期日

令和5年4月1日

第38号議案 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

（兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

博物館法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正法の引用条文を改める（第13条関係）。

3 施行期日

令和5年4月1日

第39号議案 教育委員会の職務権限の特例に関する条例

1 制定の理由

知事のもとスポーツ行政を総合的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の職務権限の特例を定めるため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）は、知事が管理し、及び執行するものとする（本則関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

2に伴い、必要な経過措置を定める。

(3) 附属機関設置条例の一部改正

スポーツ推進審議会を知事の附属機関（現行教育委員会の附属機関）とする。

(4) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び兵庫県スポーツ推進審議会条例の一部改正

規定の整備を行う。

第61号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立 ^{うわの} 兔和野高原野 外教育センター	美方郡香美町香住区香住870番地の1 香美町 香美町長 ^{はまがみ} ^{はやと} 浜上 勇人	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 地元町に管理運営を委ねることにより、町及び但馬高原植物園等の近隣町立施設等との連携のもと、サービス水準の向上と運営の合理化・効率化など効果的な管理運営が図られる。</p> <p>(2) 現行の自然学校、野外活動等の受入事業に加え、兔和野高原及び瀬川平一帯を活用したイベントを開催するなど、当該施設を核とした地域振興事業を行うことにより地域活性化が期待できる。</p> <p>(3) 香美町はこれまでも当該施設の指定管理者として安定した運営を行ってきており、施設の特性を活かした効率的な運営について十分な実績がある。</p>	